

平成30年度鹿児島県 クリーニング師試験問題（学科試験）

試験実施日：平成30年11月11日

指示があるまで開いてはいけません。

試験時間
10時20分～11時50分

試験科目	出題数
衛生法規	20問
公衆衛生	20問
洗たく物の処理	20問

〔受験上の注意〕

- 1 机の上の番号と受験番号を確認し、受験票を机の上に置いてください。
- 2 机の上には、鉛筆、消しゴム、時計等必要なもの以外は、置かないでください。
- 3 計算機、携帯電話等は使用できません。電源を切ってその他の荷物と一緒に机の下に置いてください。
- 4 試験開始から30分間は退出できません。30分経過してから退出される場合は、着席したまま手をあげて係員に知らせ、解答用紙が回収された後に、許可を得て静かに退出してください。
- 5 一度退出してからは、原則として再入場は認めないので注意してください。
- 6 解答用紙に受験番号及び氏名を記入し、解答は必ず解答用紙に記入してください。
- 7 試験問題は持ち帰って構いません。

【衛生法規に関する知識】

1 次の文章は、クリーニング業法について述べたものである。次の文章の（ ）の中に下記の語群から正しい語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ語句を複数回使用しないこと。

(5点×10問=50点)

- (1) この法律は、クリーニング業に対して、(ア)の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、(イ)の利益の擁護を図ることを目的とする。(第1条)
- (2) (ウ)は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の(エ)を行い、又は行わせてはならない。(第3条第1項)
- (3) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、(オ)で定めるところにより、利用者に対し、(カ)を明示しなければならない。(第3条の2第2項)
- (4) クリーニング所を(キ)しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び(ク)並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。(第5条第1項)
- (5) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための(ケ)を受けなければならない。(第8条の2第1項)
- (6) 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが(コ)にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。(第9条)

(語群)

1 経営	2 伝染性の疾病	3 利用者	4 開設
5 営業者	6 公衆衛生等	7 国民経済	8 講習
9 選別	10 労働衛生	11 処理	12 研修
13 従事者数	14 クリーニング師	15 苦情の申出先	16 写真
17 政令	18 厚生労働省令	19 洗濯料金	20 詐欺

2 下記のクリーニング業及びクリーニング所に関する事項のうち、正しいものに○印、誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。

(5点×10問=50点)

- (1) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。
- (2) 洗濯物をその用途に応じ区分して処理する必要はない。
- (3) クリーニング業法施行規則第1条に規定する消毒を要する洗濯物については、洗濯物を洗濯又は仕上げを終わつたものと終わらないものに区分しておく必要があるが、その他の洗濯物については区分しておく必要はない。
- (4) 営業者は、政令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせるよう努めなければならない。
- (5) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。
- (6) 法第5条第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。
- (7) 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、クリーニング所又は業務用の車両に立ち入り、衛生措置の実施状況を検査させることができるが、これを営業者が拒否しても罰則はない。
- (8) 市町村長は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して禁固以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
- (9) クリーニング所を開設しようとする者は、あらかじめ開設の届出を行い、クリーニング所使用後1月以内に、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受けなければならない。
- (10) クリーニング業法上、洗濯物の受取及び引渡しだけを行う施設は「クリーニング取次店」といい、「クリーニング所」には該当しない。

【公衆衛生に関する知識】

1 次の文章の（ ）の中に，下記の語群から正しい語句を選び，その番号を解答欄に記入しなさい。

（5点×8問＝40点）

- (1) (ア)において、「健康とは，肉体的，精神的及び社会的に完全によい状態にあることであり，単に疾病又は虚弱でないということではない。」と定められている。
- (2) 多くの微生物は（イ）環境を好むため，洗濯物は（ウ）状態で保管すべきである。
- (3) ノロウィルスに係る「吐ぶつ」や「ふん便」が布団などのリネン類に付着した場合の処理については，下洗い後の消毒は（エ）洗濯が適している。ただし，（エ）洗濯が行える洗濯機がない場合は，次亜塩素酸ナトリウムの消毒が有効である。
- (4) 貸しおしぼりの処理方法については，「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」において，消毒効果のある（オ）を使用する方法と熱湯又は蒸気による消毒後洗濯する方法が上げられている。
- (5) (カ)とは，揮発性を有し，大気中で気体状となる有機化合物の総称で，光化学スモッグを発生させる原因物質となっている。
- (6) クリーニング所における衛生管理要領において，クリーニング所の受渡し場，しみ抜き場及び仕上げ場の作業面の照度は，（キ）Lux以上が望ましいとされている。
- (7) クリーニング所で使用されたテトラクロロエチレンや石油系溶剤などを含むごみや廃油を処理するには，これらが（ク）に該当することから，（ク）管理責任者を選任して処理の対応をしなければならない。

（語群）

1	300	2	100	3	VOC
4	湿潤	5	感染症予防法	6	BOD
7	乾燥	8	WHO憲章	9	特別管理産業廃棄物
10	石油系溶剤	11	日本国憲法	12	特別管理一般廃棄物
13	塩素剤	14	熱水	15	冷水
16	紫外線	17	PM2.5	18	四塩化炭素

- 2 次のA群にもっとも関係の深いものをB群の中から選び、その番号を解答欄に記入しなさい。ただし、同じ番号を複数回使用することはできません。
(5点×6問=30点)

【A群】

- (1) 感染症法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) P R T R制度
- (4) フロン排出抑制法
- (5) 消防法
- (6) 廃棄物処理法

【B群】

- 1 オゾンホール
- 2 産業廃棄物管理票
- 3 特定施設
- 4 ウィルス
- 5 化学物質排出移動量届出制度
- 6 危険物

- 3 次の文書のうち、正しいものに○印、誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。
(5点×6問=30点)

- (1) 引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、クリーニング業法で、住居系地域や商業系地域における立地（建築）を禁止している。
- (2) 労働安全衛生法に基づく「有機溶剤中毒予防規則」では、テトラクロロエチレンのみを対象に、危険有害性の確認と周知、作業主任者の選任、有機溶剤蒸気の発生源対策、作業環境測定、掲示と保管、特殊健康診断などを定めているが、その他の石油系溶剤をはじめとする有機溶剤については、その義務はない。
- (3) 紫外線による消毒は、クリーニング所における衛生管理要領において、指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法の一つとして提示されていない。
- (4) セレウス菌が形成する芽胞菌は熱やアルコールには抵抗性であるため、極端に抵抗力の弱い患者が使用する病院リネンにおいては特殊な処置により滅菌する必要がある。
- (5) 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを含む。）ごとに1人以上のクリーニング師を置かなければならない。
- (6) 石油系溶剤を使用するドライクリーニングにおいては、乾燥が不十分で洗濯物に石油系溶剤が残留した場合、皮膚障害が生じる可能性があることから、乾燥後の洗濯物は冷却を行わずに乾燥機から取り出す必要がある。

【洗たく物の処理に関する知識】

1 次の文章のうち正しいものに○印，誤っているものに×印を解答欄に記入しなさい。
(5点×6問=30点)

- (1) 植物繊維は，植物からとれる繊維で，種子毛繊維，靱皮（じんぴ）繊維，葉脈繊維，その他の4種類からなる。
- (2) ポリ塩化ビニルは，丈夫で耐薬品性が優れ，難燃性である上，耐熱性に優れ，60℃以上の熱でも収縮や形崩れを起こさない。
- (3) ポリプロピレンは，比重が0.91で水に浮く。融点は160℃で耐熱性は低く，吸湿性が全くない。
- (4) 羊毛製品の特長は，弾性に優れ，シワになりにくいことである。また，かさ高性があるため空気を多く保持するので，特に秋冬物衣料として重要な性質を持つ素材である。
- (5) 半合成繊維とは，植物や動物から産出した天然繊維の原料を使って合成した繊維のことで，石油などの有機物から化学的につくられる合成繊維とは異なり，天然繊維の長所も併せ持った繊維である。
- (6) 市販の水性シミ抜き剤には，アルカリ性のものと酸性のものがあり，タンパク系のシミにはアルカリ性のシミ抜き剤を使用する。

2 次の文の（ ）の中から正しいものを一つ選び，その番号を解答欄に記入しなさい。
(5点×6問=30点)

- (1) 各繊維素材には，標準的な仕上げ温度があるが，「ポリウレタン」の場合は，(①180～200℃ ②130～140℃ ③130℃以下)である。
- (2) 油性汚れには，油脂，皮脂，ペンキのほか，(①化粧品 ②デンプン ③セメント)がある。
- (3) ドライクリーニングでは，石油系溶剤，塩素系溶剤，(①テトラクロロエチレン ②HFC-365mfc ③揮発油)などのフッ素系溶剤などを用いる。
- (4) ワイシャツやシーツなど，水に対する耐久性のある衣料品を，石けん，洗剤，アルカリ剤などを用いて洗濯機で温水洗いする洗濯方法を(①ウェットクリーニング ②パウダークリーニング ③ランドリー)という。
- (5) ドライ仕上げの最適な蒸気圧は(①0.35MPa ②0.5MPa ③0.7MPa)である。
- (6) 毛皮の保管は，温度(①0～10℃ ②10～15℃ ③15～20℃)，湿度45～50%が最適である。

3 次の文章の（ ）の中に，下記の語群から最も適当な語句を選び，その番号を解答欄に記入しなさい。

(5点×8問=40点)

- (1) 「(ア)システム」とは，あらかじめドライ溶剤にドライソープを添加して洗う方法である。「(ア)システム」では，ソープ濃度は0.5～1%を用いるのが普通である。
- (2) シミ抜きは，(イ)処理，(ウ)処理，酵素処理，酸化漂白処理，還元漂白処理の順に処理を進め，処理の効果が認められるものについては，その処理を徹底して行うようにする。
- (3) ランドリー工程において，血液のついたシーツ，油性汚れのひどいものは予洗する。使用薬剤として(エ)剤を用い，水量は本洗いより多めで，温度は(オ)にする。
- (4) シミ抜きに応用する基本作用の一つである「(カ)」作用とは，「水」や「有機溶剤」で汚れを溶かす作用である。
- (5) 仕上げの3条件は，湿気，熱，(キ)である。
- (6) ランドリー用水の条件としては，無色透明，無味無臭，無菌で，液性が中性であることのほか，(ク)であること，鉄分やマンガンが含まれていないことが挙げられる。

(語群)

1 高温	2 化学	3 溶解	4 天然水
5 チェンジ	6 酵素	7 アルカリ	8 軟水
9 チャージ	10 油性	11 酸化	12 硬水
13 圧力	14 水性	15 中温	16 眼力

平成30年11月11日

平成30年度鹿児島県クリーニング師学科試験 解答用紙【回答入】

受験番号	
氏名	

1 衛生法規に関する知識

問1 (5点×10問=50点)									
(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	(6)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
6	3	5	11	18	15	4	13	12	2

問2 (5点×10問=50点)									
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	×	×	×	○	○	×	×	×	×

【公衆衛生に関する知識】

問1 (5点×8問=40点)

(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)
8	4	7	14	13	3	1	9

問2 (5点×6問=30点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
4	3	5	1	6	2

問3 (5点×6問=30点)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
×	×	○	○	×	×

3 洗たく物の処理に関する知識

問1 (5点×6問=30点)					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
○	×	○	○	○	○

問2 (5点×6問=30点)					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
③	①	②	③	②	②

問3 (5点×8問=40点)							
(1)	(2)		(3)		(4)	(5)	(6)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
9	10	14	7	15	3	13	8